最終更新日：2016年6月20日

因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 守谷 承弘
問合せ先：常務取締役管理本部長 家郷 晴行 TEL:06-4391-1781
証券コード：9934
http://www.inaba.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を通じて「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」ことを経営の基本理念としております。
信頼される企業であり続けるため、コンプライアンス経営を第一義として、成長と変革によって企業価値の最大化を図り、すべてのステーク・ホルダー（株主、投資家、従業員、取引先、地域社会等の利害関係者）にご満足いただける企業を目指してまいります。
これらの実現には、基盤となるコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要課題であると同時に、高い倫理観、社是にいう「誠の心」をもってその運用を推進することが不可欠であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
現在は議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を実施しておりませんが、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえ、実施を検討してまいります。

【補充原則4－8－1】
現在は独立社外者のみを構成員とする会合などを開催しておりませんが、2016年6月17日の株主総会において独立社外取締役を2名選任したことから、今後その要否を検討してまいります。

【補充原則4－8－2】
現在は「筆頭独立社外取締役」などを設置しておりませんが、2016年6月17日の株主総会において独立社外取締役を2名選任したことから、今後その要否を検討してまいります。

【補充原則4－10－1】
現在は取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会などを設置しておりませんが、2016年6月17日の株主総会において独立社外取締役を2名選任したことから、今後その要否を検討してまいります。

【補充原則4－11－3】
現在は取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりませんが、取締役会の機能向上に向けて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】
当社は事業活動における取引関係の強化を目的として株式の政策保有を行う方針であります。保有先については、業績や取引状況等をモニタリングし、定期的に取締役会に報告しております。
議決権の行使に当たっては、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを基準に十分な検討を行った上で総合的に判断します。

【原則1－7】
当社が取締役との競業取引や利益相反取引等を行う場合には、取締役会の承認を得るものとし、その取引につき重要な事実を取締役会に報告するものとしております。なお、関連当事者との取引については、招集通知等に記載しております。

【原則3－1】
（1）経営理念、経営戦略、経営計画
決算短信の「2．経営方針」に記載しております。
http://www.inaba.co.jp/financer/soashort.html
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「Ⅰ 1．基本的な考え方」に記載しております。
（3）経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬については、常勤・非常勤の別、職務の内容等に応じた額を基本報酬として支給するとともに、年度業績に応じた額を賞与として支給しております。また、中長期的な業績及び企業価値向上を図るため、ストックオプションを付与しております。
（4）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名については、それぞれの役割に求められる知識・経験・能力や全体としてのバランス及び多様性を踏まえた総合的な評価により、取締役会において決定しております。
（5）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補の経歴等を招集通知に記載しております。社外取締役・社外監査役候補については、個々の指名理由も記載しております。
http://www.inaba.co.jp/financer/meeting.html

【補充原則4－1－1】
取締役会の決議事項を法令に準拠して「取締役会規定」で定めるとともに、経営陣を含む各役職の責任と権限を「職務権限規定」で明確に定め、効率的な業務執行を図っております。

【原則4－9】
独立社外取締役には、会社法上の社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を前提に、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外取締役を候補者として選定します。

【補充原則4－11－1】
当社は多様な事業活動を展開しているため、専門性を有する各本部・各事業部の責任者を偏りなく取締役に選任することにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保しております。規模については、定款で「取締役は15名以内」と定めております。

【補充原則4－11－2】
取締役・監査役の兼任状況については、招集通知等に記載しております。
http://www.inaba.co.jp/financer/meeting.html

【補充原則4－14－2】
取締役・監査役には、新任者にかかわらず、必要に応じてその役割・責務を適切に果たすためのトレーニングの機会を提供し、その費用の支援を行っております。

【原則5－1】
株主との建設的な対話を促進するための方針は下記のとおりであります。
(1)株主との対話全般について統括する経営陣または取締役
管理本部長とします。
(2)対話を補助するIR担当やその他部門の有機的な連携のための方策
経営企画室がIRを担当し、関係部門と連携して対話内容の充実に努めます。
(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を年2回開催しております。
(4)株主の意見・懸念の、経営陣幹部・取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
株主の皆様からいただいたご意見等については、適時適切に取締役会に報告します。
(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
ディスクロージャーポリシーや「内部者取引管理規定」に従い、情報管理の徹底を図ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,838,400	6.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,480,200	5.31
株式会社りそな銀行	798,120	2.86
因幡電機従業員持株会	639,024	2.29
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	503,000	1.80
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	404,700	1.45
吉川 昌子	402,700	1.44
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	371,100	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	371,100	1.33
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	325,000	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2015年6月4日付でシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社より大量保有報告書が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 司	弁護士											
芝池 勉	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 司	○	高橋 司氏は勝部・高橋法律事務所に所属し、日本ペイント株式会社及びイオンディライト株式会社の社外監査役を兼務しております。	企業法務の専門家として独立した立場から経営を監督していただくため選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない十分な独立性を有するものと考えております。
芝池 勉	○	芝池 勉氏は芝池公認会計士事務所に所属しております。なお、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ出身でありますが、2015年に同監査法人を退職しているため、同氏と同監査法人の関係に起因する独立性への影響はなく、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。	公認会計士としての豊富な経験や専門的見識を活かし、独立した立場から経営を監督していただくため選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない十分な独立性を有するものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的な報告及び意見交換等により、監査役、会計監査人である有限責任監査法人トーマツ、内部監査部門である監査室との連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井之上 明彦	公認会計士										△			
伊藤 芳晃	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井之上 明彦		井之上 明彦氏は井之上公認会計士事務所に所属しております。なお、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ出身でありますが、2011年に同監査法人を退職しているため、同氏と同監査法人の関係に起因する独立性への影響はなく、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。	公認会計士としての豊富な経験や専門的見識を活かし、独立した立場から監査していただくことにより監査役の機能強化を図るため選任しております。
伊藤 芳晃		伊藤 芳晃氏は近畿合同法律事務所のパートナー弁護士であります。	弁護士としての豊富な経験や専門的見識を活かし、独立した立場から監査していただくことにより監査役の機能強化を図るため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

現在存在するストックオプションの概要は次のとおりです。
(1) 第4回ストックオプション
・付与日:2009年9月1日
・目的となる株式の数:17,500株
・権利行使価格:1株当たり2,116円
・権利行使期間:2011年7月31日～2016年7月30日
(2) 第5回ストックオプション
・付与日:2010年9月1日
・目的となる株式の数:14,000株
・権利行使価格:1株当たり1,965円
・権利行使期間:2012年7月31日～2017年7月30日
(3) 第6回ストックオプション
・付与日:2011年9月1日
・目的となる株式の数:71,900株
・権利行使価格:1株当たり2,194円
・権利行使期間:2013年7月29日～2018年7月28日
(4) 第7回ストックオプション
・付与日:2012年9月3日
・目的となる株式の数:146,200株
・権利行使価格:1株当たり2,218円
・権利行使期間:2014年7月31日～2019年7月30日
(5) 第8回ストックオプション
・付与日:2014年9月1日
・目的となる株式の数:394,000株
・権利行使価格:1株当たり3,560円
・権利行使期間:2016年7月29日～2021年7月28日
(6) 第9回ストックオプション
・付与日:2015年9月1日
・目的となる株式の数:416,000株
・権利行使価格:1株当たり4,034円
・権利行使期間:2017年8月1日～2022年7月31日

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため導入したものであり、当社の取締役及び使用人を当該付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬総額(2015年度):390百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、常勤・非常勤の別、職務の内容等に応じた額を基本報酬として支給するとともに、年度業績に応じた額を賞与として支給しております。また、中長期的な業績及び企業価値向上を図るため、ストックオプションを付与しております。
監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮した額を基本報酬及び賞与として支給しております。また、ストックオプションは付与しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外役員の職務を補佐する使用人は存在しませんが、社外役員が当該使用人を置くことを求めた場合、取締役会において協議の上、当該使用人を設置することができる体制であります。
今後、社外役員に対する情報伝達体制を強化することで、社外役員のサポート体制の充実を図る所存であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用し、取締役会及び監査役会により職務執行の監督及び監査を行っております。独立性の高い社外取締役を選任するとともに、監査役会等と連携することにより経営に対する監督機能の強化を図っております。
(1) 取締役会
取締役会は、取締役9名で構成され、経営上の意思決定及び職務執行の監督を行っております。加えて、利害関係のない独立した社外取締役を招聘することにより、経営の監督機能を強化しております。原則として毎月1回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。監査役は取締役会に出席し、経営状況を把握するとともに適宜助言または勧告を行っております。また、取締役の経営責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。
(2) 監査役会
監査役会は、監査役3名で構成され、各監査役は監査役会で定められた監査方針、監査計画等に従い、監査役監査を行っております。
(3) 経営会議
意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、各事業部門の事業計画や執行状況の確認等を行うとともに、取締役会の委嘱を受けた重要事項について審議しております。
(4) 社内カンパニー制
社内カンパニー制を導入し、大幅な権限委譲により各事業部の執行責任を明確化すると同時に意思決定を迅速化し、経営監督と業務執行の機能分離を図っております。

なお、内部監査及び監査役監査、会計監査の状況は次のとおりであります。
(1) 内部監査
社長直属の専任部門である監査室は、11名で構成され、社内規定「内部監査規定」に基づき会計監査、業務監査、内部統制監査等の内部監査を行っております。
内部監査の過程における問題点や改善点、解決及び改善に向けた具体的助言及び勧告等の監査結果は社長に直接報告され、その後の改善状況を随時フォローしております。また、定期的な監査役への報告、会計監査人との意見交換等により、監査役と会計監査人を含めた三者間の連携を密にしております。
業務執行部門が実施する内部統制の自己点検による評価結果を監査することで、内部統制の有効性を担保しております。
(2) 監査役監査
監査役は、社内規定「監査役監査規定」に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、業務及び財産の状況に関する調査等により、取締役の職務執行における適法性について監査しております。また、取締役の職務執行に関する監査の一環として、取締役が行う内部統制システムの整備・運用状況を監視し検証しております。
社長との定期的会合による経営方針及び課題等の把握、監査室との緊密な連携、会計監査人との積極的な意見及び情報の交換等により監査役監査の実効性を高めております。
これまでの豊富な経験や専門的見識を有する社外監査役に独立した立場から監査していただくことにより、監査役の機能強化を図っております。
(3) 会計監査
当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、継続して法定監査を受けております。2016年3月期における会計監査の体制は以下のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名　　指定有限責任社員　新免 和久、藤川 賢
・監査業務に係る補助者の構成　　公認会計士6名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、有効なコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、上記の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分に総会議案を検討して頂けるよう、例年、株主総会招集通知は法定期日よりも3日早い発送としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様が出席しやすいよう、株主総会は集中日を避けて日程を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。（URL：http://www.inaba.co.jp/）	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けの会社説明会を年2回の頻度にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおきまして、決算情報・適時開示資料・事業報告などのIR資料を掲載しております。（URL：http://www.inaba.co.jp/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRにつきましては、当社経営企画室にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に記載のとおり、すべてのステーク・ホルダーにご満足いただける企業を目指すことを経営の基本方針として掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの構築と継続的改善により、環境保全活動に努めております。また、太陽光発電システム、LED照明、HEMS（エムグラファー）など環境配慮型商品の供給を通じて環境と調和する社会の実現に貢献してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等を定め、これを当社及び子会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進します。
・内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を図ります。
・内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、当社及び子会社の取締役等及び使用人より通報を受け付けます。
・社外取締役を選任し、経営監視機能を強化します。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、法令、社内規定等に基づいて適切に保存及び管理します。
・透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時に積極的な開示を行います。
(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行います。また、重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施します。
・各子会社の所管部門を定め、所管部門は関連部門と協力して子会社のリスク管理を行います。
・上記のうちグループ全体に関係する重大リスクについては、全社的な対応を行います。
・危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じます。
(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図ります。
・子会社の経営については自主性を尊重しつつ、必要に応じて適切な指導や助言を行い、グループとしての経営効率を図ります。
・取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証します。
(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規定」に基づき、各子会社は経営内容等の定期的な報告と重要事項についての事前協議を行います。
(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備します。
・その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築します。
(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、当該使用人を指名します。
・当該使用人は監査役の指揮命令下で職務遂行します。
・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には監査役の同意を必要とします。
(8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
・取締役は重要事項について監査役に遅滞なく報告します。
・内部監査の結果は監査報告書の交付により監査役に報告されます。
・監査役は取締役及び使用人から子会社の管理の状況について報告を受け、必要があるときは、子会社に対し事業の報告を求めます。
(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度における通報窓口には監査役も含まれ、通報者は内部通報によって不利な取扱いを受けないものとします。
(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務の執行上支出した費用について当社に償還を請求することができ、請求があった場合には速やかに処理を行います。
(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行います。また、監査室長を招聘し、内部監査報告を実施するほか、会計監査人とも定期的な意見交換を行います。
・監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができるものとします。
・社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保します。
(12) 反社会的勢力排除に向けた体制
・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他いかなる関係も持ちません。
・反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記の内部統制システム構築に関する基本方針(12)に記載しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2014年の定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を継続いたしました。
買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイト（http://www.inaba.co.jp/pdf/disclose/20140514B5xFgrvT.pdf）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. ディスクロージャーポリシー
(1) 情報開示の基準
当社は、会社法、金融商品取引法等の諸法令及び証券取引所の定める有価証券上場規程（以下、「上場規程」）に従い、情報開示を行います。そのほか、諸法令及び上場規程に該当しない情報についても、投資家の投資判断に有用と思われるものは積極的に開示します。
(2) 情報開示の方法
上場規程に該当する情報については、同規程に従い、東京証券取引所の提供する「TDnet（適時開示情報伝達システム）」にて公表するとともに、当社ウェブサイトにも速やかに掲載します。ただし、当社ウェブサイトには当社が開示している情報の全てが掲載されていない場合、他の方法で開示された情報とは異なった表現をしている場合があります。
(3) 沈黙期間の設定
当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までの一定期間を「沈黙期間」に設定しています。この期間は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしています。
(4) 情報開示をお断りする場合
当社は、特定の者に対する選択的開示とならないように配慮し、個別の取材やお問合せに対しては、公表され、周知となった事実あるいは一般的なビジネス環境等の限られた情報に限り言及します。また、競争優位上あるいは守秘義務契約上、特定の情報については、開示をお断りする場合があります。
(5) 社内体制の整備
当社は、本ディスクロージャーポリシーに基づき、迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるように社内体制の整備、充実に努めます。

2. 適時開示に係る社内体制
(1) 情報開示委員会
適時、適切な情報開示に必要な決定を行う機関として「情報開示委員会」を設置しております。同委員会は、社長（委員長）、管理本部長、経営企画室長、総務部長、経理部長、財務部長から構成され、必要に応じて委員でない者を同委員会に招集します。同委員会での重要な決定事項については取締役会に報告され、重要事実については取締役会の決議をもって情報開示を行います。
(2) 開示業務担当部署
情報の一元管理のため情報取扱責任者を定め、管理本部長がこれにあたります。情報開示委員会の事務局は経営企画室とし、適時開示業務は、ディスクロージャーポリシーに基づき、情報取扱責任者である管理本部長の指示のもとに経営企画室が担当します。

コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）

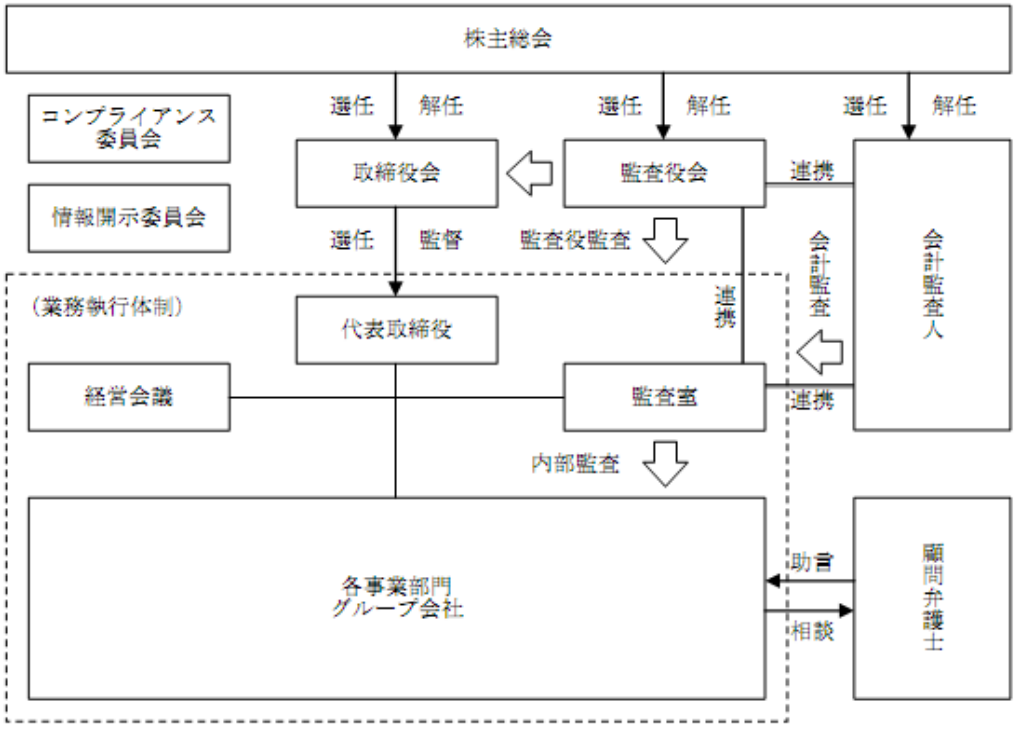

適時開示体制の概要（模式図）

